

水防法及び土砂災害防止法に基づく要配慮者利用施設の 指定の変更について（案）

1 背景及び目的

防災上の配慮を要する者が利用する施設である要配慮者利用施設の避難体制の強化を図るために、「水防法」及び「土砂災害防止法」が平成 29 年 6 月に改正され、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設のうち、「洪水時等の円滑かつ迅速な避難確保を図る必要があるものと認められるものとして市町村防災会議が地域防災計画に定めた施設」の管理者等は、避難確保計画の作成・避難訓練の実施が義務となった。

春日井市地域防災計画（様式・資料集）において庄内川、内津川及び八田川の洪水浸水想定区域や、土砂災害警戒区域に存する要配慮者利用施設が 111 施設指定されている（令和 2 年 4 月 1 日時点）が、内津川、八田川において想定し得る最大規模の降雨（概ね 1,000 年に 1 回程度）による洪水浸水想定区域が新たに公表され、また土砂災害警戒区域の指定が追加され、対象区域が拡大したことに伴い、避難確保計画の作成及び市への報告が必要な施設を追加する。

2 春日井市地域防災計画に要配慮者利用施設として記載する場合の基準

- (1) 庄内川、内津川、八田川における洪水想定浸水深が 0.5m 以上の施設

※0.5m 未満の場合、屋外避難の必要性が低いため。

- (2) 庄内川、内津川、八田川における洪水想定浸水深を上回る高さの階にのみ所在する施設であっても、原則対象とする

- (3) 学校については小学校のみ（特別支援学校は除く）

※中学生以上は、教員の指示により速やかに避難行動が行える年齢であるため。

- (4) 医療施設については、入院施設を有するもの

- (5) 介護施設については、入所施設又は通所施設を有するもの

- (6) 施設建物の一部が洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の場合は対象とし、敷地の一部のみが区域内の施設は原則対象としない

※施設利用者の動線等を勘案して、指定が必要な場合は対象とする。

3 今後の対応について

本会議において承認をいただいた後、資料３－１、３－２のとおり、春日井市地域防災計画（様式・資料編）に記載し、要配慮者利用施設である旨の周知（市ホームページへの掲載）を行う。

また、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施を行うよう各施設へ通知するとともに、市ホームページに掲載している避難確保計画の作成の手引きやひな型について案内し、各施設における避難確保計画の作成を促進する。

参考 要配慮者利用施設の指定状況

区分		施設数	
		令和２年４月１日 時点	案
洪水浸水想定区域	庄内川※	104	123
	内津川※	14	87
	八田川※	8	51
	計	126	261
土砂災害警戒区域		4	4
施設数		111	163

※指定施設が複数河川で重複している場合は、河川ごとに計上